

✓ 中小企業の働き方改革と健康経営の促進～若い時期からの健康増進～

様々な雇用の機会の創出や、ブラック企業問題から、「働き方改革」が検討されています。例えば、川崎市役所でもノー残業デー、時差通勤やテレワークの検討等の取組が進められています。ただ、川崎市役所は1万3千人の職員を抱える大企業ですし、大企業は働き方改革の中でスケールメリットも見出しやすい部分があります。しかしながら、中小企業は事業規模によりますが、働き方改革を進めるにあたって負担が大きく、改革を進めるに至らない可能性があります。

メリットがわかりやすい認証制度

中小企業が働き方改革を進めるにあたり、中長期的ではなく、短期的なメリットが求められます。例えば、人材確保をする上で、大企業のような事業規模ではないが、働きやすい環境であることを、第三者が評価しているというような、働き方改革の認証制度の導入を提案しています。

川崎市はこれまで、中小企業を始めとした市内で生まれた製品や人材等に様々な認証制度で支援してきた背景があります。例えば、「ものづくりブランド」や「かわさきマイスター」、福祉製品の「かわさき基準」等がこれにあたり、企業の信用につながる支援を行って来ました。

今後、川崎市中小企業働き方改革推進協議会の中で、私の提案も踏まえ、働き方改革の検討が進められるとの答弁ことでしたので、注視していきたいと思えます。

健康経営の促進

中小企業と大企業の違いの中で福利厚生面が指摘されます。昨今、健康経営という言葉がありますが、勤務先の指導による健康維持が将来の介護予防につながります。そこで、個々に健康経営を進めている企業があるものの、その促進を進めていく必要があり、こちらも認証制度の活用が一つの近道になります。

例えば、経済産業省の健康経営銘柄という大企業向けの認証制度から、健康経営有料法人認定制度、神奈川県 CHO 構想や横浜市の健康経営認証制度がありますので、川崎市でも健康経営に関する認証制度も検討すべきです。参考として書かせて頂いているのは、横浜健康経営認証制度ですが、認証マークによるブランド化に加え、融資制度における優遇といった短期的なメリットも

あります。

このような制度を活用し、中小企業の健康経営の促進を提案しています。

【参考：横浜健康経営認証制度における認証事業所へ取組支援】

- ・ 認証マークの使用
- ・ 認証状の発行
- ・ 市ホームページでの取組紹介
- ・ 専門家派遣（健康経営の推進に向けた訪問相談や健康教育等の無料サポート）
- ・ 健康測定機器の貸出
- ・ 横浜中小企業融資制度における優遇

月本たくやプロフィール

昭和 53 年(1978 年) 大阪府豊中市生まれ。神奈川大学法学部法律学科卒業後、建築設備メーカーに就職。川崎市長政務秘書、衆議院議員公設秘書(麻生区・国会担当)等を経て、平成 23 年より川崎市議会議員(2 期)。交渉会派団長(最年少)、議会運営委員会委員、川崎市農業委員(議会推薦)等を経て、平成 25 年 5 月より無所属。現在 川崎市議会議員 2 期(麻生区選出、無所属) 神奈川県カップ協会代表 川崎白百合ライオンズクラブ会長 NPO 法人防犯ネットワーク理事・麻生区支部長 川崎市麻生区男子ソフトボール連盟副会長 五力田町内会

月本たくや事務所

麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103
TEL 044(986)6010 FAX 044(330)1563



川崎市議会議員(麻生区選出、無所属)

月本たくや

レポート【第 38 号】

月本たくやレポート編集部 〒215-0024 川崎市麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103
TEL : 044-986-6010 FAX : 044-330-1563 Email : mail@tsukimoto.info



50年先を考えた社会保障

多様な子育て支援、介護予防、健康経営が未来をつなぐ

✓ 長期財政計画なしの借金返済計画？

平成 30 年度川崎市一般会計予算では、収支不足を減債基金からの借入として約 196 億円を計上。すなわち、使うお金が多くて、まとめて借金を返す市債償還に貯蓄している別の財布からお金を借りているということです。

この借金が未来への投資ならいいのですが、未来への投資なら、「市債」として、正式な借金ができますが、社会保障にかかるお金が増え、投資ではない理由で借金をしています。

そして、この借金の返済におよそ 50 年かかるという計画。

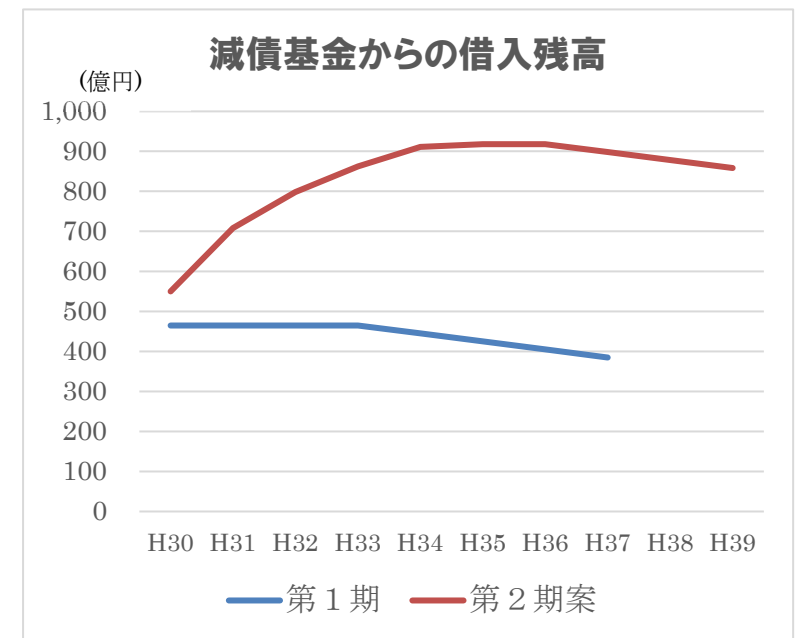
実は、図のように、総合計画第 1 期実施計画が策定された平成 27 年に予定していたよりも悪化しています。

第 1 期の前は青い線で、平成 32 年度から減債基金からの借入を返済していく予定だったのから、借入残高が爆発的に上昇し、返済スタートも平成 37 年と 5 年先送りになりました。

この返済計画は今から 50 年先までかかるというもので、子どもや孫の世代にツケを残す数値が示されたということになります。

川崎市は 10 年先の収支見通ししか立てていませんが、このような借金返済計画だけは 50 年先まで立てるという奇怪なことをしています。

このように現市政は目先の人気取りのバラマキ体質でツケを残そうとしているため、50 年先を見据えた社会保障のあり方について予算審査特別委員会で提案したのが、以下の 3 項目です。次ページ以降に書かせて頂いておりますので、ご一読頂ければ幸いです。



- 子育てのあり方を考える・・・なりたい親になれる環境づくり
- 介護予防で尊厳あるシニアライフを・・・介護予防の専門家の配置へ
- 中小企業の働き方改革と健康経営の促進・・・若い時期からの健康増進

✓ 子育て支援のあり方を考える～なりたい親になれる環境づくり～

待機児童対策や小児医療費助成で子育て支援を進めていますが、目の前の課題に取り組んでいるだけの川崎市の子育て施策。

それでいいのでしょうか？

「最幸のまち・かわさき」という割に、目先の取組ばかりに気を取られ、財政支出も投資ではなく、ツケを残すだけのものになろうとしています。

都合のいい時に数字を使う？

現在、「地域での子育て」というキャッチフレーズは出ているものの、中長期的視点に立った対策は示されていません。

その結果として、将来人口推計では、平成 37 年（2025 年）の生産年齢人口・平成 42 年の人口および 14 歳以下の人口のピークを迎えた後は、劇的な少子化が進んでいきます。

川崎市は合計特殊出生率がやや上向きになったというニュースを政策効果のように発表していますが、この合計特殊出生率を政策効果の指標にまったく挙げていません。

国は合計特殊出生率を 2.07 になるようにと目標を掲げ、「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、推計値として合計特殊出生率について触れられています。

総合計画に関連して、様々な計画が川崎市にあり、それらの齟齬がないように整合性のある計画や戦略が立てられているものの、この点だけ触れないという不自然さがあります。

すると、合計特殊出生率がやや上がったから、「川崎市の子育て施策が正しい」という理由に数字を使い、目標や推計がなければ、その効果が曖昧になり、いい要素だけ全面に出てしまいます。

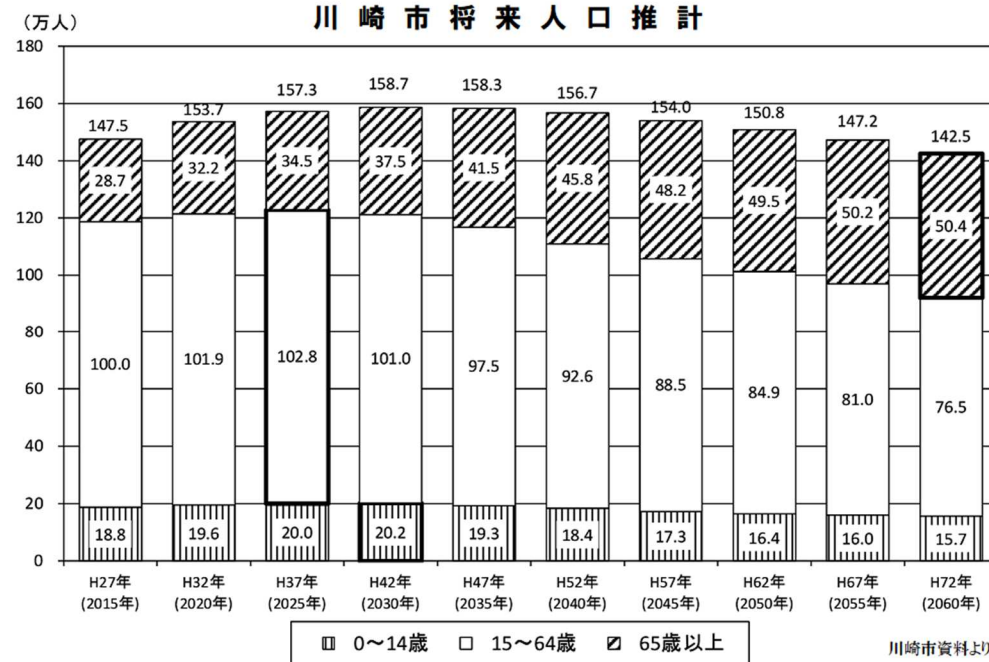
多子世帯対策は？

子どもをもつかもたないか、子どもをたくさんほしいかそうでないか、それぞれの家庭での考え方が異なります。ただし、子ども二人以上を望むご家庭でも、経済的あるいは時間的な理由で子どもをつくれないうという声もあります。

川崎市は多子世帯対策については、全国的に進めている保育料の減免や就学援助といった一部経済的支援を行っているだけに留まっています。

以前から経済的支援としては多子世帯に限らないのですが、習い事も含めた塾代助成制度の導入や、時間的なフォローとしては、ふれあい子育てサポート事業や一時保育の充実が挙げられます。

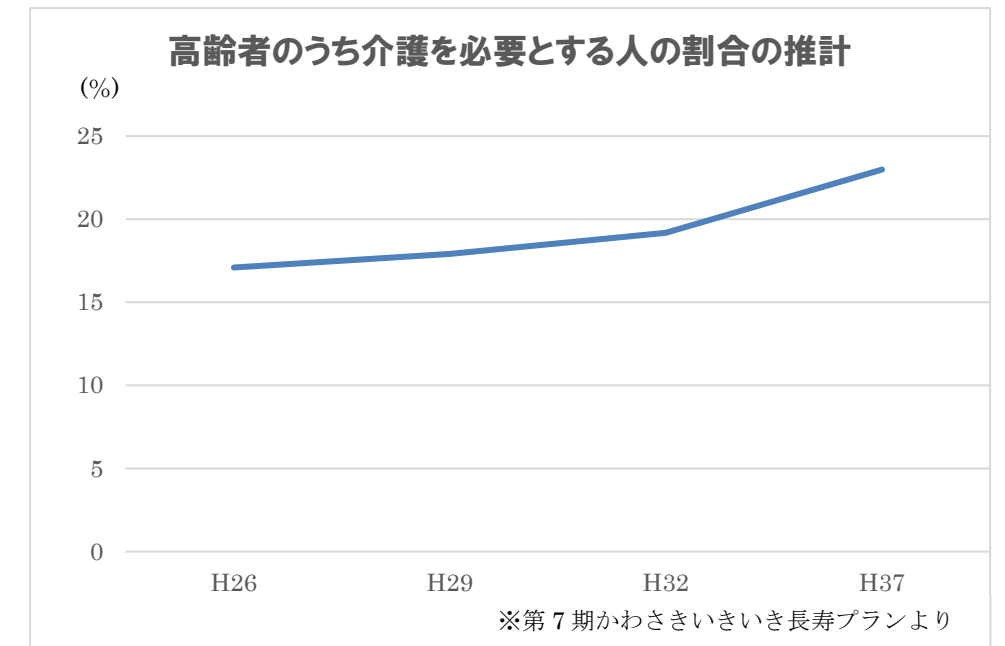
ふれあい子育てサポート事業は、子どもをあずかるサポート会員が研修を受けるのはもちろんですが、北九州市で進めているようにあずける側の利用会員も研修を受けるべきです。これにより地域での子育ての底上げになり、子育て人材の育成につながり、たくさんの方が子育てに関わる環境に生まれ変わります。



✓ 介護予防で尊厳あるシニアライフを～介護予防の専門家の配置へ～

介護予防施策を進めているものの、高齢者のうち介護を必要とする人の割合の推計は年々上昇傾向です。

平成 37 年（2025 年）には団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをしますので、年齢を重ねると一般的に介護を必要とする人の割合が高まるということで、もう少し割合が高まると予想されますが、その先で、割合が維持される、もしくは減少するように介護予防を戦略的に進めて行かなければいけません。



年間介護度変化率

東京都では数値化している年間介護度変化率の算出を提案しました。

現在の川崎市では介護度改善をした事業所が市に申請する「健幸福寿プロジェクト」がありますが、申請を受けた事業所の結果しか、市は変化率を把握出来ていません。

川崎市でも施設ごとや地域ごとで介護予防や維持改善に取り組んだ成果を出すことで、介護予防の効果を客観的に判断し、成功事例を共有していく必要があります。予算審査の調査の段階で、当局側より近い時期に算定していくという回答を得ました。

今後、変化率が明確に示されたら、予防事業所の取組や地域での取組のあり方が見直されていくこととなりますので、この変化率の算出が変わる第一歩につながります。

介護予防の専門家の配置

地域の公園での体操から、介護予防の通所サービスなど、様々な介護予防メニューがあります。このような予防メニューがある中で、予防を指導する専門家の配置基準が多種に渡っていて、介護の段階によってその専門家の強みが異なります。

例えば、要支援や要介護度の軽度の段階だと健康運動指導士の指導、それより介護度が進むと理学療法士といった強みがあります。

また、介護プランを考えるケアマネジャーの多くは、介護の様々なサービスの最適利用の知識や経験が豊富でありつつも、予防プランのプロではないという課題があります。

そこで、先ほどの年間介護度変化率が示されれば、予防の取組の効果が見えるため、どのような専門家をどのようなサービスに配置すべきかがわかりやすくなります。

事業所を始めとした現場で指導する人から、予防プランを考える立場の人まで、予防のプロの配置が介護予防の効果を高める近道として、介護予防プランナーを始めとした専門家の配置を提案しています。